

## 江南市資源ごみ回収事業実施団体助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物のうち資源として再生利用できるものを集団で回収する市民の団体に対して、助成金を交付することにより、資源回収活動を奨励し、ごみの減量化、資源の有効利用及びごみに対する市民意識を高めることを目的とする。

(交付対象団体等)

第2条 助成金の交付を受けることのできる団体は、営利を目的としない団体であって、PTA、子ども会、老人クラブ、婦人団体などの市民団体及び市長が適当と認める団体で、年2回以上定期的に資源回収を行い、資源ごみ回収事業実施団体として市に登録を受けた団体とする。

2 前項の登録を受けようとする市民団体は、あらかじめ江南市資源ごみ回収事業実施団体登録申請書兼実施計画書(様式第1。以下「登録申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の登録申請書が提出されたときは、審査し、認定した団体(以下「登録団体」という。)については、江南市資源ごみ回収事業実施団体登録簿に記載するものとする。

4 前項の登録団体は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には速やかに江南市資源ごみ回収事業実施団体変更届書(様式第2)を市長に届出しなければならない。

(1)資源ごみ回収事業を中止したとき。

(2)登録団体の名称を変更したとき。

(助成金の対象となる資源ごみ回収品目)

第3条 助成金の対象となる資源ごみ回収品目は、次に掲げるものとする。

1. 古紙類(新聞紙、雑誌・雑がみ、ダンボール、牛乳パック)

2. 布類

(助成金の額)

第4条 助成金は、登録団体が回収した資源ごみの数量に応じ、予算の範囲内で交付する。

2 助成金の交付額は、1kg当たり3円を補助単価とし、これに回収量を乗じたものとする。ただし、登録団体が回収した資源ごみを回収業者に引き

渡しの際、逆有償である場合は、その持ち出し分 1 kg 当たり 2 円を限度として加算する。

(交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする登録団体は、江南市資源ごみ回収事業実施団体助成金交付申請書兼実績報告書(様式第 3)に回収業者が作成した買取り伝票等を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる回収期間の区分に応じて当該各号に定める期日までに行うものとする。

(1) 4 月～ 6 月 までの回収分 7 月 5 日までに

(2) 7 月～ 9 月 までの回収分 10 月 5 日までに

(3) 10 月～ 12 月 までの回収分 1 月 5 日までに

(4) 1 月～ 3 月 までの回収分 3 月 31 日までに

(交付決定兼交付確定)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、江南市資源ごみ回収事業実施団体助成金交付決定兼交付確定通知書(様式第 4)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 7 条 前条の通知を受けた者が助成金を請求しようとするときは、江南市資源ごみ回収事業実施団体助成金交付請求書(様式第 5)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 8 条 市長は、助成金の交付請求を受けたときは、内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付月は、7 月、10 月、1 月及び翌年度の 4 月の年 4 回とする。

(助成金の返還等)

第 9 条 市長は、登録団体がこの要綱に違反したとき又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、登録を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 1 0 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の江南市資源ごみ回収事業実施団体助成金交付要綱第 4 条の規定は、平成 1 0 年 7 月 1 日以後に回収した資源ごみについて適用し、同日前に回収した資源ごみについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1

年 月 日

江南市資源ごみ回収事業実施団体登録申請書兼実施計画書

江 南 市 長

団体名

代表者 〒

住 所

氏 名

電 話

1. 資源ごみ回収事業実施団体として登録を受けたいので、江南市資源ごみ回収事業実施団体助成金交付要綱第 2 条第 2 項の規定により申請します。
2. 資源ごみ回収事業について、下記のとおり計画を定めました。

1 団体の名称		
2 団体の構成人員		
3 団体の目的		
4 回収事業の内容	取扱区域	
	取扱品目	
	実施予定月	
5 助成金の活用方法		

様式第 2

江南市資源ごみ回収事業実施団体変更届書

年 月 日

江 南 市 長

団体名

代表者 氏

住 所

氏 名

電 話

資源ごみ回収事業実施団体の登録内容に変更が生じたので、江南市資源ごみ回収事業実施団体助成金交付要綱第 2 条第 4 項の規定により届出ます。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

変 更 前	変 更 後

様式第3

江南市資源ごみ回収事業実施団体助成金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

江南市長

団体名

代表者 氏名  
住所  
電話番号

助成金の交付を受けたいので、江南市資源ごみ回収事業実施団体助成金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

1. 実施期間 年 月 ~ 年 月
2. 助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円
3. 実績内訳

区分 実施月日	品目名	基準単価 円	売渡単価 円	※助成単価 ① 円	回収量 ② kg	助成額 (円未満切捨) ①×② 円
月 日	新聞紙	3				
	雑誌・雑がみ	3				
	ダンボール	3				
	牛乳パック	3				
	布 類	3				
	アルミカン	—		—		—
月 日	新聞紙	3				
	雑誌・雑がみ	3				
	ダンボール	3				
	牛乳パック	3				
	布 類	3				
	アルミカン	—		—		—
合 計		—	—	—		

※有償もしくは無償で売り渡した場合は基準単価と同じ3円ですが、逆有償となった場合は、2円/kgを限度としてその額を加算してください。

○添付書類・・・回収業者が作成した、売渡単価及び回収量が記載された伝票  
(伝票には回収団体責任者の計量確認証明を記入してください)



様式第 5

江南市資源ごみ回収事業実施団体助成金交付請求書

年 月 日

江 南 市 長

団体名

代表者 氏

住 所

氏 名

電 話

年 月 日付け 江環第 号にて通知のありました江南市資源ごみ回収事業実施団体助成金交付決定兼交付確定通知書により、下記のとおり請求します。

記

助成金交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

振込先

振込先金融機関名 及び支店名	預金の種類	口座番号	フリガナ 口座名義
銀 行 支店 信用金庫 支店 農 協 支店	普通		



(参考書式)

業者の計量伝票（見本）

計 量 伝 票					
様			〇〇年4月27日		
			(株)〇〇〇商店 江南市〇〇町〇〇10番地 代表取締役 〇〇〇		
商品名	総重量(kg)	風袋重量(kg)	正味重量(kg)	単価	金額(円)
新聞紙	9,000	8,000	1,000	4	4,000
雑誌・雑がみ	8,000	7,000	1,000	1	1,000
ダンボール	7,000	6,500	500	1	500
牛乳パック	5,500	5,470	30	7	210
布類	6,000	5,500	500	-1	-500
アルミカン	6,000	5,550	50	100	5,000
合計	—	—	3,080	—	10,210

○単価と金額は助成金の算出基礎となりますので必ず記載してもらってください。

○助成金対象品目は新聞紙、雑誌・雑がみ、ダンボール、牛乳パック、布類ですが、報告書にはアルミカンを含めた全品目を記入してください。

○交付申請書兼実績報告書の記入欄が不足した場合は適当な用紙に書き足してください。

○訂正箇所は必ず二重線で訂正してください。

○変更の届けが必要な時

(1) 資源回収活動を中止したとき。

(2) 登録団体の名称を変更したとき。

# 申出書

年 月 日

江 南 市 長

団体名

代表者 〒  
住所

氏名

江南市資源ごみ回収事業実施団体助成金の振込を下記口座にお願いします。

記

1. 助成金交付金額 \_\_\_\_\_ 円

2. 振込先

振込先金融機関名 及び支店名	預金の種類	口座番号	フリガナ 口座名義
銀行 支店 信用金庫 支店 農 協 支店	普通		